

部・サークル活動規約

(目的)

第1条 大和大学白鳳短期大学部学友会会則第2条の趣旨に基づき、本学における学生の自主的な課外活動を振興し、大学が適切な援助と助言を行うための指針として、この規約を定める。

(部・サークルの定義)

第2条 本学において活動を承認した、個人の向上及び相互の親睦を目的とした団体は、すべて公認団体と準公認団体に分けられる。

第3条 公認団体（以下、部と呼ぶ）とは学長の承認を得ており、学外において「大和大学白鳳短期大学部〇〇部」という名称を使用できる。また、準公認団体（以下、サークルと呼ぶ）とは学長の承認を得ており、学外において「大和大学白鳳短期大学部〇〇サークル」という名称を使用できる。

(部・サークルの活動)

第4条 部・サークルの活動に伴う規則はこれを別に定める。

(サークルの設立)

第5条 サークルの設立を希望する場合は以下の書類を学生部長に提出し学長の承認を得なければならない。

1. サークル設立申請書
2. サークル設立願

第6条 サークルを新たに設立する場合は以下の条件を満たさなければならない。

1. 本学の専任教職員を1名顧問としておくこと。
2. 5名以上の構成員がいること。但し、この人数に年度内に卒業する見込みの学生を含めてはならない。
3. 1名の部長を置くこと。
4. 大学施設・備品の利用希望がある場合は、既設の部・サークルの活動に支障のない範囲であること。
5. 活動期間は1年とし、継続する場合は「サークル継続申請書」「サークル継続願」を学生部長に提出すること。

(サークルの部への昇格)

第7条 サークルが部へ昇格する場合は以下の条件を満たさなくてはならない。

1. 本学の専任教職員を顧問・副顧問それぞれ1名をおくこと。
2. 活動実績歴が半年以上であること。
3. 構成員が複数学年にわたり、かつ、7名以上であること。
4. 1名の部長を置くこと。
5. 部へ昇格することによって、構成員はもとより他の学生にも好影響を及ぼし、本学にも有益にはたらくことが期待できること。

第8条 部への昇格を希望する場合は、下記の書類を学生部長に提出し学長の承認を得ること。

1. 昇格申請書

2. 昇格願

(部・サークルの降格・休止・廃止)

第9条 年度当初に活動の継続申請がなされない団体、または構成員の人数(部は7名・サークルは5名以上)が規約に満たない団体や一年以上の活動の実績がない団体については活動休止とし、その後、一年間以内に活動が再開されない場合は廃止とする。また、部の構成員が7名を満たさない状況で1年以上経過した場合は、サークルへ降格する。

部・サークルの活動またはその構成員の行為が、我が国の法令、学則、本規約、その他学内諸規定ならびに公序良俗に反した場合は、学長の判断により適切な措置を取るものとする。

(部・サークル委員会)

第10条 各部・サークルの部長は、学生部長の主催する「部・サークル委員会」(毎年年度当初4月末に開催)の構成員となり、規約を遵守し安全・健全なより良い活動・運営ができるよう努めること。また、必要に応じて学生部長の承認を得て、「部・サークル委員会」を開くことができる。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、部・サークル委員会、学友会運営委員会ならびに大学協議会の議を経るものとする。

附則

本規約は平成27年10月1日から施行する。

本規約は令和5年4月1日から施行する。